

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

・富士見市の地域特性（富士見市地域防災計画）

富士見市は、埼玉県南中部の首都 30km 圏に位置し、かつては都市近郊の農業地域だったが、その後急激な宅地化が進み、東武東上線沿線を中心に急速に市街地が形成された。一方、既成市街地の一部には、密集した木造住宅や狭隘な道路など、地震や火災などの被害を受けやすい地域も残っている。また都市化が進み、アスファルトやコンクリートに覆われた地域が多く、集中豪雨による都市型水害も懸念されている。市内には東武東上線及び相互乗り入れしている東京メトロ（有楽町線、副都心線）が南北に走り、鶴瀬駅、みずほ台駅、ふじみ野駅の3駅の周辺では市街地整備による安全度の向上の反面、高層化が進んでおり、あらたな災害要因となっている。

富士見市の地形は、南西部の武蔵野台地と北東部の荒川低地にほぼ2分されている。地質は、地形に対応し台地面、河道沿いの谷底平野、低地面ごとに異なった構成となっている。かつては、台地が畑や集落、低地が水田（新河岸川地域・荒川右岸の自然堤防帯に集落）と自然的な土地利用状態であった。しかし、最近の状況は、台地、低地、谷底平野は宅地化され、とくに柳瀬川沿いの地域ではこうした変ぼうが著しい。このように、土地利用形態が水田や畑から急激に市街化していることで、豪雨時の雨水の浸透や遊水機能が減少し、盛土などの軟弱地盤では地震被害の危険性が高まっていると思われる。

(2) 地域の災害履歴

①地震災害

富士見市で地震災害として記録に残るものは、大正12年（1923）9月1日の関東大震災のみである。この地震では家屋の全壊83戸、半壊53戸の被害があり、液状化の記録はない。また、一部の地域で地割れがあったことが記録されている。大正12年以降、地震による顕著な被害は受けていないが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、日本における観測史上、最大規模となる、マグニチュード（M9.0）を記録し、本市においても震度5弱を記録した。この地震によって、大きな被害はなかったものの、帰宅困難者の発生や電力不足等の影響があった。

②水害

本市は昭和57年9月12日台風18号、平成3年9月19日台風18号などに伴う豪雨による水害で大規模な床上・床下浸水被害が発生していた。近年は河川改修及び排水ポンプ等の整備が進んでおり、床上・床下浸水等の被害は少なくなっているが、異常気象による集中豪雨（ゲリラ豪雨）が増えており、平成28年8月22日台風9号、平成29年10月22日台風21号、令和元年10月12日台風19号などにより、一部の地域で床上・床下浸水のほか、一時的に道路冠水などの被害が発生している。

(3) 富士見市の被害想定

【地震災害】

「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」によれば、「東京湾北部地震」は今後30年以内の発生確率が70%であり、本市においても「東京湾北部地震」を想定するものとする。東京湾北部地震の規模はマグニチュード7.3であり、震度6強の地域が広範囲に及ぶ可能性がある。発生した場合、最大避難者数1,915人、帰宅困難者数3,981人と予測されている。

【富士見市の想定震度】

東京湾 北部地震	茨城県 南部地震	元禄型 関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震		5地震の 最大震度
			破壊開始 点北	破壊開始 点中央	破壊開始 点南	破壊開始 点北	破壊開始 点南	
6強	5強	6弱	6強	6強	6強	6強	6弱	6強

(出典：埼玉県「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書」(平成26年3月))

建物被害については、今後 30 年以内の発生確率が 70%以上と最も高い東京湾北部地震での全壊棟数は、揺れによるものが 34 棟、液状化 53 棟、火災 103 棟 合計 190 棟となっている。

【水害】

富士見市は水田や畑から市街地化しているため、豪雨時の雨水の浸透や遊水機能が減少したことにより、かつては大規模な床上・床下浸水被害が発生していた。しかし近年は河川改修及び排水ポンプ等の整備が進んだが、異常気象による集中豪雨が増えており、令和元年 10 月の台風 19 号などにより、一部の地域で床上・床下浸水のほか、一時的に道路冠水などの被害が発生している。各地域のリスクは富士見市防災ガイドブックに記載されている。

<荒川・入間川 市全域>

想定される最大規模の降雨は荒川流域で 632 ㎜、入間流域で 740 ㎜ (72 時間) となっている。堤防が決壊した場合、市北部や水谷地区において 5m を超える浸水が予想される。

<新河岸川・柳瀬川 市全域>

流域に大雨が降り、新河岸川、柳瀬川が氾濫した場合、及び内水氾濫した場合、流域周辺を中心に 2 m 以上の浸水が予想される。

【感染症】

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、富士見市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。富士見市では、平成 25 年 4 月に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成 24 年法律第 31 号)」に基づき、感染拡大防止など必要な対策を適切に実施できるよう、平成 26 年 9 月に「富士見市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定している。

(2) 商工業者の状況

商工業者数 2,730  
 小規模事業者数 1,886  
 商工会員数 1,619 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食店・宿 泊業	サービス 業	その他	合計
122	357	7	566	231	275	61	1,619

(3) これまでの取り組み

- ①当市の取り組み  
 ・富士見市地域防災計画の改定。(必要の都度)

- ・富士見市防災ガイドブックの策定。(令和7年3月改定)
- ・富士見市防災訓練の実施。(年1回基準)
- ・富士見防災リーダー養成講座開催。(毎年)
- ・自主防災組織への支援。(毎年)
- ・災害備蓄品の備蓄。(毎年)
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定。(令和8年4月)

## ②当会の取り組み

- ・富士見市商工会危機管理マニュアル策定。(令和5年1月更新)
- ・事業継続に関する国の施策の周知。
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常用軽食・飲料水を職員用3日程度)備蓄。
- ・避難訓練の実施。
- ・セミナーの実施。

## II 課題

### <富士見市商工会の危機管理マニュアルと事業継続計画 BCP について>

危機管理マニュアルは策定されているものの、発災時や感染症等発生時における対応を推進するノウハウをもった人員が不足している。また策定済みの危機管理マニュアルは、事前対策と発災時の初動対応を中心に置いたため、商工会機能を維持する事業継続の対応策はない。今後は事業継続計画BCPの策定が必要となる。

### <小規模事業者への支援について>

- ・災害が少ない地域のため、事業者の災害リスクの認識が低く、対策が不十分である。
- ・自然災害に対する事前対策や初動対応への助言を行うことが出来る経営指導員、職員が不足している。

## III 目標

### <小規模事業者に対して>

#### 自然災害

- ・地区内小規模事業者に対し巡回指導時にリスクマップを活用して災害リスクを認識させる。
- ・事前対策(事業継続力強化計画策定・避難訓練の実施・備蓄品など)の必要性を周知する。
- ・自然災害が事業活動に与える影響(資金ショートによって支払いが出来ない等)を軽減するため、損害保険の加入促進を損害保険会社と連携して行う。
- ・発災時の初動対応、発災後の速やかな復興支援策が行えるよう、また感染症等発生時に速やかな感染拡大防止対策が行えるよう商工会組織内及び関係機関(富士見市役所・埼玉県商工会連合会など)との連携体制を構築する。

### <商工会>

- ・発災時また感染症等発生時の初動対応、応急対応と発災後の速やかな復興支援策が行えるよう、商工会組織内における体制を構築する。
- ・発災時の関係機関(富士見市・埼玉県商工会連合会など)との連携体制を構築する。
- ・事業継続力強化支援計画策定のための富士見市との協議を契機にして、災害時及び新型インフルエンザ等感染症(新型コロナウイルス感染症を含む)発生時における富士見市との意思疎通体制を構築する。
- ・危機管理マニュアルに基づき、事業継続を主眼に置いたBCPを策定する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合には、速やかに埼玉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和8年4月1日～ 令和13年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

< 1. 事前対策 >

1) 危機発生に備えた連携

商工会の事務局機能の復旧には電話や電気などのライフラインの復旧が重要であり、富士見市が有する非常時通信手段の使用に関する連携を図る必要がある。

この為に、富士見市との間で「危機発生に備えた協力体制」構築を早急に進め、支援計画との整合性を図り、発災時に迅速に応急対策に取り組めるようにする。

2) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、自然災害ハザードマップを事業者に示しながら、事業所立地場所の自然災害リスクと事業継続に対する影響を軽減するための取り組みや対策について説明する。

(休業の備えとなる損害保険、水災補償の損害保険などへの加入)

- ・商工会の会報やホームページなどで国の施策の紹介や自然災害リスク対策の必要性、損害保険概要、事業継続力強化計画に取り組む小規模事業者の紹介などを行う。
- ・小規模事業者に対し、事業継続力強化計画の策定支援を行う。
- ・**新型インフルエンザ等感染症 (新型コロナウイルス感染症を含む) に関してはガイドラインに基づき、感染防止対策や事業へのリスク・影響等を事業者へ周知するとともに、行政機関における**

感染症の最新情報について HP などを活用し、速やかに周知する。

- ・ 発災時の避難訓練やけが人の救助訓練（AED 使用）、従業員の安否確認訓練の指導や助言を行う。
- ・ 事業継続に関する普及啓発セミナーや富士見市の施策の紹介、損害保険の紹介を実施する。

### 3) 事業継続計画 BCP

令和 5 年に改訂した危機管理マニュアル策定後、令和 1 3 年 3 月までに商工会機能を継続するための BCP を作成する。

事業継続計画には、商工会の重要業務機能を維持するためとして以下の事柄を取り決める。

- 初動対応時に求められる避難訓練や職員安否確認訓練を定期的に行う規則を定める。
- 危機管理マニュアルに従い、災害対策の本部立ち上げ訓練を行う規則を定める。
- 富士見市や埼玉県商工会連合会と連携した連絡体制の確認などの訓練を行う規則を定める。
- 事業継続計画では優先業務を継続するために必要となる経営資源を特定しなければならない。商工会として最も必要となる経営資源は「職員」である。
- 商工会と職員の住所との距離を事前に把握し、公共交通機関を利用しないで商工会に参集できる職員の名簿を作成する。
- その上で、重要業務の継続に必要となる職員数と災害時に参集可能な職員数の差を把握する。

### 4) 関係団体との連携

- ・ 富士見市と災害時協力に関する協定を結んでいる事業者との協定事項や、災害発生時の連携手続きの確認を行う。

（協定事項とは：飲料水生活用水の供給・食料の調達・重機の調達・医薬品の輸送・医療の提供・建設土木工事や電気工事などの応急対策業務・燃料の提供・物資の輸送・災害活動用資材の提供・生活必需品の提供など）

### 5) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業継続力強化計画取り組み状況の確認を随時行う。
- ・ 富士見市との定期的な協議を行い、状況確認や改善に向けて協議する。

### 6) 訓練の実施

- ・ 地震や台風の発生を想定して富士見市との連絡ルートが迅速に機能するかの確認を行う。
- ・ 避難訓練の他、職員の安否確認、小規模事業者の被害状況の確認などの訓練を行う。

## < 2. 発災後の対策 >

### 1) 自然災害の応急対策

① 自然災害発災時は、人命救助やけが人の救護活動を第一優先として活動する。

- ・ 商工会館来館客の館外への避難誘導、広域避難場所への誘導。
- ・ 商工会館内に、けが人の応急救護場所を確保する。

② 商工会建物や事務所内の損壊による二次被害（人への落下物の衝突）の防止を図る。

- ・ 見回りの役割分担を決めておく。

③ 上記の確認が取れた時点から職員並びに職員の家族の安否確認を行う。

④ 職員、商工会長の安否確認並びに会館の被害状況について埼玉県商工会連合会が導入を進めている LINE ワークスにて埼玉県商工会連合会を經由して埼玉県に報告する。

⑤事態が沈静化したら、順次会員の安否確認を行う。会員の安否確認後、被害状況については全国商工会連合会災害システムを利用して埼玉県商工会連合会を經由して埼玉県に報告する。

## 2) 自然災害の応急対策の方針決定

①危機のランクに応じ「別表：職員の行動基準」の通り対応を行う。ただし職員自身自らが命の危険を感じる場合には緊急対応をせずに待機し、危険が去ってから行動を開始する。

②自然災害が勤務時間外に発災した場合には、職員全員は出勤できない。商工会館までの通勤距離を事前に把握し、徒歩にて出勤可能な職員のみで対応することを想定した役割分担を行う。

③被害状況により可能な場合は小規模事業者の被害状況を確認し、富士見市と情報を共有する。

### 「職員行動基準（地震時）」

危機のランク	危機の内容	職員		対策本部委員	
		(就業時間中)	(就業時間外)	(就業時間中)	(就業時間外)
A	震度6弱以上の地震発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初動対応を行う(避難、来会者の避難誘導)</li> <li>・対策本部長の指示により帰宅する(家族の安否確認が出来ない職員を中心に)</li> <li>・商工会外にいるときは本部長の指示により帰宅する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安否状況を商工会に報告する</li> <li>・対策本部長の指示に従い、自宅待機する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初動対応を行う(来会者の避難誘導、商工会建物の被害状況把握)</li> <li>・商工会に残り対策本部活動(出かけている職員の安否確認、家族の安否確認)を実施する</li> <li>・商工会外にいるときは商工会に至急戻る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安否状況を商工会に報告する</li> <li>・家族の安全を確認した後、商工会に参集する</li> <li>・商工会に参集後、対策本部活動(職員の安否確認、建物被害状況の把握)を実施する</li> </ul>
B	震度5強の地震の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策本部長の指示により、業務を継続する</li> <li>・商工会外にいるときは対策本部長の指示に従う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安否状況を商工会に報告</li> <li>・対策本部長の指示に従い自宅待機又は出勤する</li> </ul>	同上	同上
C	震度5弱の地震の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員の状況を把握</li> <li>・通常業務を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常通り商工会に出勤</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員の状況を把握</li> <li>・相談の受付を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常通り商工会に参集</li> </ul>

### 「職員行動基準（洪水時）」

警戒レベル	状況の概要と情報源	行動基準(主要なアクション)	担当部署/責任者
レベル1 (早期注意情報)	洪水警報の発表される可能性が高まった段階。気象庁の <b>早期注意情報</b> を確認。	<b>情報収集・周知</b> : 最新の気象情報を継続的に収集し、全従業員へ注意喚起を周知。	危機管理担当、部門責任者
レベル2 (洪水注意情報)	河川の水位が上昇し、浸水被害が発生する可能性に必要な段階。気象庁の <b>洪水注意情報</b> や自治体の情報を確認。	<b>事前準備の開始</b> : 重要設備の防水対策を開始。データバックアップ、重要な書類・機器の高所への移動。在宅勤務や時差出勤の準備。	施設管理部門、IT部門

レベル3 (避難準備・高齢者等避難)	浸水被害が発生する可能性が高い。避難に時間を要する人は避難を開始。自治体の高齢者等避難情報を確認。	対策本部を設置。原則として全従業員の帰宅・待機指示(在宅勤務へ移行)。事業所の業務を停止し、残存リスクの最小化(電源遮断など)。	BCP 対策本部、各部門長
レベル4 (避難指示)	災害の危険性が高まっており、全員が避難しなければならない段階。自治体の避難指示情報を確認。	人命最優先:事業所に残っている従業員は直ちに安全な場所へ避難。対策本部員は安全を確保しつつ、情報収集と指揮を継続。	BCP 対策本部(責任者)
レベル5 (緊急安全確保)	既に災害が発生している、または切迫しており、命を守るための最善の行動をとる段階。自治体の緊急安全確保情報を確認。	避難完了の確認と安否確認:対策本部を中心に全従業員の安否確認を実施。災害発生後の復旧計画(DRP)を検討開始。	BCP 対策本部、人事部門

### 3) 新型インフルエンザ等感染症(新型コロナウイルス感染症を含む)の応急対策

当市が平成26年9月に策定した「富士見市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報把握と発信を行うとともに、商工会機能が維持できるよう交代勤務やテレワークなどを実施する。

#### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

商工会は巡回訪問を通し、会員など小規模事業者と密接にかかわる地域唯一の組織である。このため自然災害発災時には市や関係機関から頼るべき組織として認識されている。商工会は会員を含む小規模事業者の被害状況を把握し復旧に向けた対応を行うことが求められる。

このため危機管理マニュアルに基づき事務局の役割を以下の様に定める。

- ・事務局責任者が即座に会長、副会長に連絡する。
- ・対策本部を設置する。
- ・会員等小規模事業者からの相談受付や支援業務(金融、労務、税務)を最優先とする。
- ・職員の安全や商工会館の安全が確認された時から、相談窓口を開設する。
- ・会員や小規模事業者の被害状況を確認する。
- ・国や埼玉県又は富士見市の被災事業者支援策について、会員などに周知する。
- ・富士見市や埼玉県商工会連合会との連絡を担い、連絡の窓口となる。
- ・会員からの要望を取りまとめる。
- ・会員からの問い合わせに対応する。
- ・会員等小規模事業者の被害状況を確認し、富士見市や埼玉県商工会連合会に報告する。
- ・当会と富士見市が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて、埼玉県に報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、富士見市商工会と富士見市が共有した情報を埼玉県の指定する方法にて埼玉県へ報告する。

#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・組織運営に係る業務(会議など)は縮小し、会員等小規模事業者からの相談受付や支援業務を最優先とする。
- ・職員の安全や商工会館の安全が確認された時から、相談窓口を開設する。
- ・会員や小規模事業者の被害状況及び新型インフルエンザ等感染症(新型コロナウイルス感染症

を含む) 感染状況を確認する。

- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある会員等小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

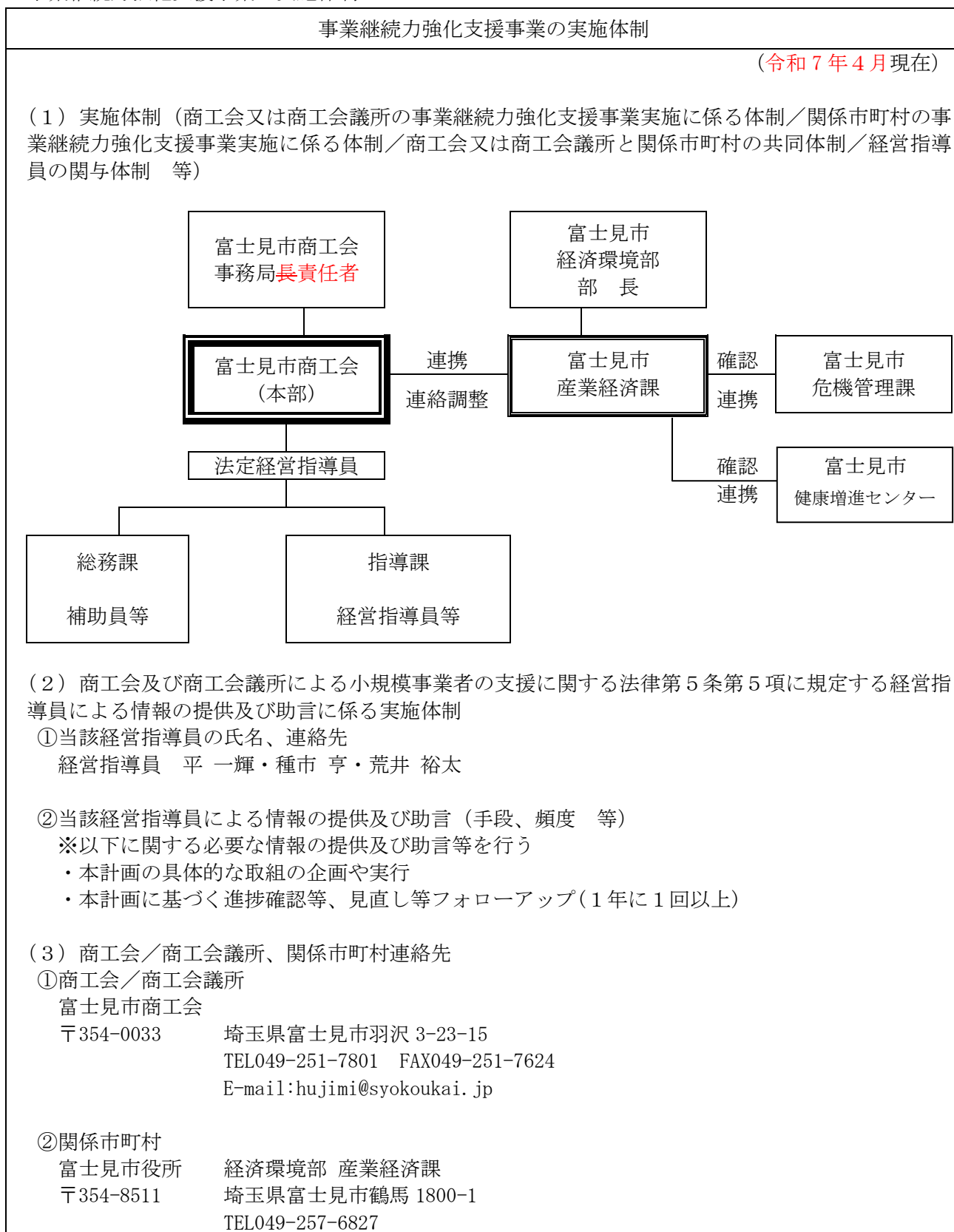
- ・埼玉県や富士見市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災又は新型インフルエンザ等感染症(新型コロナウイルス感染症を含む) リスクに直面した会員など小規模事業者に対して支援を行う。
- ・被害規模が大きく、職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣などを埼玉県に相談する。

#### その他

- ・上記記載内容に変更が生じた場合には、速やかに埼玉県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ チラシ等作成費	20	20	20	20	20
・ チラシ等郵送代	130	130	130	130	130

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、富士見市補助金、埼玉県補助金、国補助金、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等